

○総務省令第八十九号

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十一日

総務大臣 林 芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前								
(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等) 第十条の七の三 政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十八条の二及び第六十九条(それぞれ同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。 〔一〇四 略〕 五 学校法人 〔二〇八 略〕 9 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号から第五号までに掲げる者(社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。)とする。 〔一〇一六 略〕 (特定徴収金に係る納付書等の様式) 第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。)を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。 <table border="1" data-bbox="558 230 770 1081"> <tr> <td data-bbox="735 230 770 792">〔略〕</td><td data-bbox="735 792 770 1081">〔略〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 230 735 792"> 六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項、附則第三十三条の二の三第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。) </td><td data-bbox="595 792 735 1081">〔略〕</td></tr> </table> 附 則 (法附則第十二条の五第一項の認定又は評価) 第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第四条の二及び第四条の五の規定による評価とする。 (法附則第三十条第二項第二号の基準等) 第八条の三の四 〔略〕 〔二〇六 略〕 7 法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車とする。 〔一〇一二 略〕 三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明	〔略〕	〔略〕	六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項、附則第三十三条の二の三第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。)	〔略〕	(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等) 第十条の七の三 〔同上〕 〔一〇四 同上〕 〔新設〕 〔二〇八 同上〕 9 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者(社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。)とする。 〔一〇一六 同上〕 (特定徴収金に係る納付書等の様式) 第三十八条 〔同上〕 <table border="1" data-bbox="558 1155 770 2007"> <tr> <td data-bbox="735 1155 770 1718">〔同上〕</td><td data-bbox="735 1718 770 2007">〔同上〕</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 1155 735 1718"> 六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。) </td><td data-bbox="595 1718 735 2007">〔同上〕</td></tr> </table> 附 則 (法附則第十二条の五第一項の認定又は評価) 第五条の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。 (法附則第三十条第二項第二号の基準等) 第八条の三の四 〔同上〕 〔二〇六 同上〕 〔同上〕 7 〔同上〕 〔一〇一二 同上〕 三 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明	〔同上〕	〔同上〕	六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。)	〔同上〕
〔略〕	〔略〕								
六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項、附則第三十三条の二の三第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。)	〔略〕								
〔同上〕	〔同上〕								
六 特定配当等に係る道府県民税(法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定がある場合に限る。)	〔同上〕								

らかにされていること。

〔8 略〕

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第四条の二及び第四条の五の規定による評価とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 〔略〕

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同項に規定する土地等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに係る土地等の譲渡（次号に掲げるものを除く。） 当該土地等の買取りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第一号イ、ロ及びニに掲げる書類

〔ロ 略〕

二 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡（同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る。） 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまで及びホに掲げる書類

〔ロ 略〕

三 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の譲渡 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う同号に規定する個人又は法人（以下この号において「土地等の買取りをする者」という。）から交付を受けた次に掲げる書類

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲げる書類

〔ロ 略〕

〔3〕5 略〕

6 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第一項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日（同条第三項の承認にあつては、同条第二項に規定する当初認定日の属する年の末日）の翌日から十五日を経過する日までに、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

らかにされていること。

〔8 同上〕

（法附則第三十条の二第一項の認定又は評価）

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十三条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲げる書類

〔ロ 同上〕

二 〔同上〕

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまでに掲げる書類

〔ロ 同上〕

三 〔同上〕

イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲げる書類

〔ロ 同上〕

〔3〕5 同上〕

6 〔同上〕

- 4 -

（法附則第三十五条の三の七第四項又は第十項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に、第五十七号様式による附属申告書を添付しなければならない。

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 対象区域内軽自動車（法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（次項及び第三項において「自動車等持出困難区域」という。）内の三輪以上の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合に、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内軽自動車の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一・二 略〕

三 対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

〔四 略〕

2 対象区域内二輪自動車等（自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項各号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

（政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 対象区域内用途廃止等軽自動車が法附則第五十八条第一項第二号に掲げる軽自動車に該当する場合で、当該軽自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該軽自動車を引取業者に引き渡したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該軽自動車を解体したときにあつては軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した軽自動車が対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び次号において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該軽自動車を解体したことを証する書類

〔四 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）が原動機付自転車又は二輪の軽自動車であつた場合には、当該法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の車

〔ロ〕へ 略〕 〔一・三 略〕 3 対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。第一号イにおいて同じ。）が当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 次に掲げる事項を記載した書類 イ 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場 〔ロ〕へ 略〕 〔一〕四 略〕 第三号様式別表裏面（第二条関係） 〔様式 別紙二 挿入〕 第五号の五様式（第二条関係） 〔様式 別紙四 挿入〕 第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係） 〔様式 別紙六 挿入〕 第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係） 〔様式略〕 〔第 6 号様式記載要領 略〕 第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第十条の二関係） 〔様式略〕 第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第十条の二関係） 〔様式略〕 第 6 号様式別表 1 記載要領 〔1 ～ 8 略〕 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表 1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の 40% 相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の	同番号又は標識番号及び主たる定置場） 〔ロ〕へ 同上〕 〔一・三 同上〕 3 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の標識番号及び主たる定置場 〔ロ〕へ 同上〕 〔一〕四 同上〕 第三号様式別表裏面（第二条関係） 〔様式 別紙一 挿入〕 第五号の五様式（第二条関係） 〔様式 別紙三 挿入〕 第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係） 〔様式 別紙五 挿入〕 第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係） 〔様式同上〕 〔第 6 号様式記載要領 同左〕 第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第十条の二関係） 〔様式同上〕 第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4 ・セピア色）（第三条・第十条の二関係） 〔様式同上〕 第 6 号様式別表 1 記載要領 〔1 ～ 8 同左〕 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表 1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の 40% 相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の
--	---

明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の(40)若しくは(45)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表1）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の(40)若しくは(45)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表1）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

〔10～12 略〕

第6号様式別表四の四（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式別紙八 挿入〕

第6号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式別紙十 挿入〕

第6号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式留〕

〔第6号様式別表5記載要領 略〕

第6号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別紙十一 挿入〕

第6号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式留〕

第6号様式別表5の2の3記載要領

- この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第3項から第6項まで、第17項、第23項若しくは第25項、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第6条第2項又は政令第20条の2の27の規定の適用を受ける法人が、資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2～10 略〕

第6号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式留〕

第6号様式別表5の6の3記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第

明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表1）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6（2）付表6）の「7の計」又は法人税の明細書（別表6（9）付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（10）付表1）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6（12）付表2）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

〔10～12 同左〕

第6号様式別表四の四（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式別紙七 挿入〕

第6号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式別紙九 挿入〕

第6号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式同七〕

〔第6号様式別表5記載要領 同左〕

第6号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別紙十一 挿入〕

第6号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式同七〕

第6号様式別表5の2の3記載要領

- この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の2の27の規定の適用を受ける法人が、資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2～10 同左〕

第6号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式同七〕

第6号様式別表5の6の3記載要領

- この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第

4号に掲げる事業を行う法人（令和8年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、これらの法人が租税特別措置法第42条の12の5第4項第4号に規定する特定法人又は同条第2項に規定する中小企業者等に該当する場合に限る。）が、法附則第9条第12項若しくは第13項（これらの規定を同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和8年旧法」という。）附則第9条第13項若しくは第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において法附則第9条第12項若しくは第13項又は令和8年旧法附則第9条第13項若しくは第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2・3 略〕

4 「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度、(5)は令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「令和8年旧政令」という。）附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（政令附則第6条の2第5項又は令和8年旧政令附則第6条の2第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

(2) 「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、令和8年旧政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

〔(3)・(4) 略〕

(5) 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和8年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等が法附則第9条第13項又は令和8年旧法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合

5 「前事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額②」から「⑩のうち雇用安定助成金額⑨」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第8項第2号イ又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第98号）による改正前の租税特別措置法施行令

4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2・3 同左〕

4 「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は令和6年4月1日以後に開始する事業年度、(5)は令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

(2) 「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

〔(3)・(4) 同左〕

(5) 租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等が法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合

5 「前事業年度⑩」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額②」から「⑩のうち雇用安定助成金額⑨」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第4

(以下この記載要領において「令和8年旧措置法施行令」という。)第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度(同号イの前事業年度を除く。)の損金の額に算入される給与等(租税特別措置法第42条の12の5第4項第3号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。)の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第4項第7号イ又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上位にそれぞれ外書として記載すること。

〔(2)～(4) 略〕

6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第9項若しくは第11項の規定又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第19項若しくは第20項の規定によりみなされた同条第12項若しくは第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第4項第9号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第15項(第2号に係る部分に限る。)又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第4項第7号ロ又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第6号ロに掲げる金額を記載すること。

7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第9条第12項又は令和8年旧法附則第9条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 「事業年度等⑨」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合「事業年度等⑨」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」までの「前一年事業年度特定期間3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」の「前事業年度2」の欄には「差引⑩」の「前事業年度2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第5項第2号ロ又は令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

8 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑨」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第4項第5号又は令和8年旧措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

〔9～12 略〕

2条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。)の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上位にそれぞれ外書として記載すること。

〔(2)～(4) 同左〕

6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 「比較雇用者給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5項第6号ロに掲げる金額を記載すること。

7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第9条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 「事業年度等⑨」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合「事業年度等⑨」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」までの「前一年事業年度特定期間3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額⑨」の「前事業年度2」の欄には「差引⑩」の「前事業年度2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

8 「継続雇用者に対する給与等の支給額⑨」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

〔9～12 同左〕

第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 別紙十四 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 略〕 第六号様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 別紙十六 挿入〕 〔第6号様式別表7記載要領 略〕 第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の一関係） 〔様式 別紙十八 挿入〕 第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の一関係） 〔様式 略〕 〔第6号の2様式記載要領 略〕 第十二号の十様式（第三条の十二関係） 〔様式 略〕 備考 この申告書の記載の要領は、次によること。	第六号様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 別紙十三 挿入〕 〔第6号様式別表6記載要領 同左〕 第六号様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係） 〔様式 別紙十五 挿入〕 〔第6号様式別表7記載要領 同左〕 第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の一関係） 〔様式 別紙十七 挿入〕 第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の一関係） 〔様式 同上〕 〔第6号の2様式記載要領 同左〕 第十二号の十様式（第三条の十二関係） 〔様式 同上〕 備考 この申告書の記載の要領は、次によること。
1 この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「<u>非課税口座等</u>」において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。 2 「令和 〇〇 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は<u>非課税口座等</u>において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「 〇 月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。 〔3～10 略〕 第十二号の十一様式（第三条の十二関係） 〔様式 略〕 備考 〔1・2 略〕 3 <u>非課税口座等</u>において契約不履行等事由が生じた場合であってこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「<u>非課税口座分</u>」と記載すること。 第十二号の十三様式（附則第十八条関係） 〔様式 別紙二十 挿入〕 第十二号の十四様式（附則第十八条関係） 〔様式 別紙二十一 挿入〕 第十二号の十五様式（附則第十八条関係） 〔様式 別紙二十四 挿入〕 第十二号の十五の二様式（第三十八条関係） 〔様式 別紙二十六 挿入〕 第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五関係）	1 この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「<u>未成年者口座等</u>」において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。 2 「令和 〇〇 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は<u>未成年者口座等</u>において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「 〇 月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。 〔3～10 同左〕 第十二号の十一様式 〔様式 同上〕 備考 〔1・2 同左〕 3 <u>未成年者口座等</u>において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「<u>未成年者口座分</u>」と記載すること。 第十二号の十三様式（附則第十八条関係） 〔様式 別紙十九 挿入〕 第十二号の十四様式 〔様式 別紙二十一 挿入〕 第十二号の十五様式（附則第十八条関係） 〔様式 別紙二十三 挿入〕 第十二号の十五の二様式（第三十八条関係） 〔様式 別紙二十五 挿入〕 第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五関係）

〔様式略〕 第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式略〕	〔様式同上〕 第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式同上〕
第16号様式別表 1 記載要領 〔1～3 略〕	第16号様式別表 1 記載要領 〔1～3 同左〕
4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>法附則第12条の2</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。	4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>同条第3項第1号及び法附則第12条の2</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
5 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。	5 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>同条第3項</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。
第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式略〕 第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式略〕	第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式同上〕 第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式同上〕
第16号様式別表 2 記載要領 〔1～3 略〕 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。	第16号様式別表 2 記載要領 〔1～3 同左〕 4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
〔5 略〕 第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係） 〔様式略〕 第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係） 〔様式略〕 第16号の2様式記載要領 〔1～3 略〕	〔5 同左〕 第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係） 〔様式同上〕 第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係） 〔様式同上〕 第16号の2様式記載要領 〔1～3 同左〕
4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）	4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）

の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 〔5～9 略〕	の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 〔5～9 同左〕
第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）
〔様式略〕 第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	〔様式同上〕 第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）
〔様式略〕 第十六号の二様式別表 1 記載要領 〔1～3 略〕	〔様式同上〕 第十六号の二様式別表 1 記載要領 〔1～3 同左〕
4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。	4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）
〔様式略〕 第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	〔様式同上〕 第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）
〔様式略〕 第十六号の二様式別表 2 記載要領 〔1～3 略〕	〔様式同上〕 第十六号の二様式別表 2 記載要領 〔1～3 同左〕
4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 〔5 略〕	4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 〔5 同左〕
第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）
〔様式略〕 第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）	〔様式同上〕 第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五・第八条の七関係）

(※) 〔様式縮〕 第16号の2様式別表3記載要領 〔1～3 略〕 4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係） 〔様式縮〕 第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の七関係） 〔様式縮〕 第16号の5様式記載要領 〔1～4 略〕 5 「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>法附則第12条の2</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。 〔7 略〕 第二十号の二様式（提出用）（銀十米関係） 〔様式縮〕 第17号様式別表記載要領 〔1～10 略〕 11 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介	(※) 〔様式同+〕 第16号の2様式別表3記載要領 〔1～3 同左〕 4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。 第十六号の五様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係） 〔様式同+〕 第十六号の五様式（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の七関係） 〔様式同+〕 第16号の5様式記載要領 〔1～4 同左〕 5 「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>同条第3項第1号及び法附則第12条の2</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>同条第3項及び法附則第12条の2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。 〔7 同左〕 第二十号の二様式（提出用）（銀十米関係） 〔様式同+〕 第17号様式別表記載要領 〔1～10 同左〕 11 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介
---	---

5 ⑦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（⑦の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。 なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第5項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける⑦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。 〔6 略〕 第五十六号様式（附則第二十条の三関係） 〔様式 別紙二十九 挿入〕 第五十七号様式（附則第二十条の三関係） 〔様式 別紙三十 挿入〕	5 ⑦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（⑦の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。 なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける⑦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。 〔6 同左〕 第五十六号様式及び第五十七号様式 削除
備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六号様式別表一記載要領4及び5、同様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4、同様式別表三記載要領4並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定 令和八年十月一日

二 第三十八条、附則第十八条、第三号様式別表裏面、第五号の五様式、第六号様式、同様式別表五、第十二号の十様式備考1及び2、第十二号の十一様式、第十二号の十三様式、第十二号の十様式、第十二号の十五様式、第十二号の十五の二様式並びに第十七号様式別表記載要領11の改正規定並びに次条の規定 令和九年一月一日

三 附則第十三条の三の改正規定 令和十年一月一日

四 附則第二十条の次に二条を加える改正規定並びに第五十六号様式及び第五十七号様式の改正規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正前の地方税法（第三項において「旧法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

2 新法第七十一条の五十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則（第四項において「旧規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

3 新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法附則第三十三条の二の二第二項、附則第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に旧法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた旧法第七十一条の三十一第二項の

規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十三条の二の二第二項、第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により旧規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合に、当分の間、新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

5 新規則第十七号様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 新規則附則第五条の二の三の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第四条 新規則第十六号様式別表一から第十六号の五様式までの様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道

府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新規則第十条の七の三第一項第五号及び第九項の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条 新規則附則第八条の三の四第七項（第三号に係る部分に限る。）及び第八条の四の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第七条 新規則第十六号の五様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお従前の例による。

⑥税額控除(配当控除)			
種 類	課税所得金額	1,000万円 以下の部分	1,000万円 超の部分
利益の配当等	市町村民税 1.6%	道府県民税 1.2%	市町村民税 0.8%
外貨建等証券投資信託	道府県民税 0.8%	市町村民税 0.6%	道府県民税 0.4%
外貨建等証券投資信託	市町村民税 0.4%	道府県民税 0.3%	市町村民税 0.2%
⑦税額控除(住宅借入金等特別税額控除)			
前年分の所得税において平成21年又は平成22年までの入居に係る住宅借入金等特別税額の適用を受けた場合、①および②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等)(居住者が平成23年から令和1年までの場合には、当該課税所得金額等)(居住者の基礎控除から18万円を差し引いた額を加算した額)の100分の1に相当する金額を超える場合には、当該金額(19,500円を限度)に上回る割合を乗じた金額			
ただし、居住者が平成26年までは令和3年まで(地方税法前則第61条の規定)である場合は令和4年までであって、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別取得、譲当する場合には、100分の5(を100分の7)又は(19,500円)を136,500円)として計算した金額			
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額(特定増改築等に係る住宅借入金金額等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合)には、当該金額がなかったものとして計算した金額			
② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額等適用中の金額)			
市町村民税	道府県民税	2/5	
⑧控除控除(配当額又は株式等譲渡所得割額(の控除))	市町村民税	道府県民税	
配 分	3/5	2/5	
配 式 等 譲 渡 所 得 割			

⑨税額控除(寄付金税額控除)			
前年中にこれに拠る寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額			
1 都道府県、市町村又は特別区は日本赤十字社の支店に対する寄附金			
2 住所地の道府県民共同基金又は住所する寄附金			
3 寄附金等に関する規定する寄附金受贈者の対象のうら、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村が条例で定めらる			
の 特定非営利活動法人として住所する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めらる			
ただし、①超える金額は、下表の左欄の区分に応じた欄の割合を乗じて得た額、②超える金額は、下表の左欄の区分に応じた欄の割合を乗じて得た額、道府県民税は所得2、市町村民税は5の3に相当する金額をさらに計算した金額(100分の20%に相当する金額を超えるときは、その30%に相当する金額)			
課税所得金額から人的控除調整額を控除した金額	割合		
0円以上156万円以下	84.895%		
156万円超330万円以下	79.79%		
330万円超600万円以下	69.58%		
600万円超900万円以下	66.517%		
900万円超1,000万円以下	56.307%		
1,000万円超4,000万円以下	49.16%		
4,000万円超	44.05%		
⑩市町村民税	道府県民税	90%	
⑪市町村民税	道府県民税		
⑫市町村民税	道府県民税		
⑬市町村民税	道府県民税		
⑭市町村民税	道府県民税		
⑮市町村民税	道府県民税		
⑯市町村民税	道府県民税		
⑰市町村民税	道府県民税		
⑱市町村民税	道府県民税		
⑲市町村民税	道府県民税		
⑳市町村民税	道府県民税		
㉑市町村民税	道府県民税		
㉒市町村民税	道府県民税		
㉓市町村民税	道府県民税		
㉔市町村民税	道府県民税		
㉕市町村民税	道府県民税		
㉖市町村民税	道府県民税		
㉗市町村民税	道府県民税		
㉘市町村民税	道府県民税		
㉙市町村民税	道府県民税		
㉚市町村民税	道府県民税		
㉛市町村民税	道府県民税		
㉜市町村民税	道府県民税		
㉝市町村民税	道府県民税		
㉞市町村民税	道府県民税		
㉟市町村民税	道府県民税		
㊱市町村民税	道府県民税		
㊲市町村民税	道府県民税		
㊳市町村民税	道府県民税		
㊴市町村民税	道府県民税		
㊵市町村民税	道府県民税		
㊶市町村民税	道府県民税		
㊷市町村民税	道府県民税		
㊸市町村民税	道府県民税		
㊹市町村民税	道府県民税		
㊺市町村民税	道府県民税		
㊻市町村民税	道府県民税		
㊼市町村民税	道府県民税		
㊽市町村民税	道府県民税		
㊾市町村民税	道府県民税		
㊿市町村民税	道府県民税		

[illegible]

社会保険料 控除額	支払金額	
	支払金額	控除額
生	額12,000円以下のとき	全額
命	12,000円超2,000円以下のとき	支払金額の2/6+6,000円
保	22,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
険	額56,000円超のとき	28,000円
除	15,000円以下のとき	全額
料	15,000円超6,000円以下のとき	支払金額の1/2+4,500円
控	6,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
除	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の方式により計算した控除額の合計額（限度額7,000円） 一般生命保険料とは、元来、年金保険料については、（新契約と旧契約の） 双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の 方式により計算した控除額の合計額（限度額8,000円）		
支払金額		控除額
地	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
震	保地 険震 料災 50,000円超のとき	25,000円
保	5,000円以下のとき	全額
険	5,000円超15,000円以下 長期契約のとき	支払金額の1/2+2,500円
料	15,000円超のとき	10,000円
控	15,000円超のとき	10,000円
除	地震保険料、旧長期契約の双方がある場合は、限度額は25,000円	

区県費控除	区県費控除
雑損控除	雑損控除
②所得控除	②所得控除
・所得控除（総合課税分）	・所得控除（総合課税分）
・市町村民民税	・市町村民民税
・森林環境税	・森林環境税
③所得控除	③所得控除
（重複控除額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のいずれか低い額	（重複控除額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のいずれか低い額
医療費の実質負担額（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）	医療費の実質負担額（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）
※国民税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）	※国民税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）

⑥税額控除(配当控除) 課税所得金額		1,000万円	1,000万円
種類 利益の配当等		以下の部分	超の部分
種 類 外貨建以外の証券投資信託 外貨建証券投資信託	市町村民税	道府県民税	市町村民税
	1.6%	1.2%	0.8%
		0.8%	0.6%
		0.4%	0.3%
		0.3%	0.15%
⑦税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 前年分の所得税において平成21年(令和12年)までの居住に供する住宅に生じた借入金等特別税額の適用を受けた場合、平成22年(令和13年)までの居住に供する住宅に係る課税所得金額等(居住年が平成22年(令和13年)までの場合に限り、当該課税所得金額等)の所得税の基礎控除額(平成18年1月1日現在の額を加算した額)の100分の5に相当する金額を超えた場合には、当該金額(19,500円を限度)に上乗せの割合を乗じた金額(地方税法第101条の規定に準じて、居住年が平成26年(令和17年)までである、特定取得、特別特定取得(特別取得)がある場合は令和4(令和5)年、又は特別特定取得に該当する場合に限り、100分の8)を100分の7とし、19,500円を156,500円)として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(住宅増改築等)に係る住宅借入金等の利に供する住宅に生じた借入金等特別税額を有する場合は、その額を課税所得金額から控除した金額を有する場合 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額等適用中の金額)		道府県民税	市町村民税
市町村民税 3/5		道府県民税	2/5
⑧税額控除(配当利損又は株式新設等換得所得の控除) 区 分		市町村民税	道府県民税
配 当 又 は 株 式 新 設 等 換 得 所 得 額 3/5		道府県民税	2/5

⑨税額控除(寄付金税額控除) 前年中に寄付する寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が總所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 1 住所内寄附金共同組合会又は日本赤十字会の支店に対する寄附金 2 所得地域等に規定する寄附金対象者のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として(住所地の道府県又は市町村の条例で定めらるもの) 4 特定慈善活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、住所内の道府県又は市町村の条例で定めらるもの ただし、1のうち、住所内の道府県又は市町村の条例で定めらる場合、その超える金額は、下表の左欄の区分に応じた欄の割合を乗じた額、道府県民税は、下表の右欄の区分は5分の3に相当する金額を、その30%に相当する金額(所得額の50%に相当する金額を超えるとき、その30%に相当する金額)		道府県民税	市町村民税
課税所得金額から人的控除調整額を控除した金額		割合	割合
0円以上130万円以下		84.89%	84.89%
130万円超196万円以下		79.79%	79.79%
196万円超630万円以下		69.58%	69.58%
630万円超990万円以下		66.517%	66.517%
990万円超1,400万円以下		56.307%	56.307%
1,400万円超4,000万円以下		49.16%	49.16%
4,000万円超		44.055%	44.055%
市町村民税所得金額及び課税所得金額を有しない場合) 市町村民税 90%		道府県民税	90%
市町村民税所得金額及び課税所得金額を有する場合) 市町村民税 90%		道府県民税	90%

[illegible]

支払金額		支払金額	
生	支払金額	控除額	
命	約12,000円以下のとき	全額	
保	12,000円を超え、30,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
険	32,000円を超え、60,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
料	約56,500円超のとき	325,000円	
控	15,000円以下のとき	全額	
除	15,000円を超え、30,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
	40,000円を超え、60,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
	約70,000円超のとき	335,000円	
一般生れ上の被保険料、介護施設被保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上掲の方式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）、その一方の生れ上の被保険料又は個人年金保険料については、（新契約と旧契約の双方について）控除額の適用を受ける場合、新契約と旧契約とそれぞれ上掲の方式により計算した控除額の合計額（限度額88,000円）			
地	支払金額	控除額	
震	保地50,000円以下のとき	支払金額の1/2	
険	震地50,000円超のとき	235,000円	
料	50,000円以下のとき	全額	
控	長期約5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+5,500円	
除	長期約15,000円超のとき	10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は235,000円			

総所得額の計算方法 総所得額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③ 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得額④ 税額控除前所得額④－税額控除額⑤＝所得額⑥ 所得額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨ 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額		
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅出入金等特別税額控除、若附金税額控除、配当調当又は株式等譲渡所得割額の控除を除く所得控除の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。		
⑤税率 ・均等割 ・市町村民税 ・所得割（総合課税分） 市町村民税 ・森林環境税	円	道府県民税
	%	道府県民税
	1,000円	%
⑥所得控除		
雑種除除		
(「賃貸費支払額－総所得金額等の合計×10%」又は「貸借関連支出の金額－5万円」のうちのいずれか高い金額) 金銭的の質実負担額（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円）		
※「地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合特定使用収益事業品等輸入費－1万円2千円（限度額8万8千円）」		
医療費控除		

④税控除(控除)配当控除					
種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分		
利益の配当金	市町村民税 道府県民税	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建て外国債の証券投資信託	市町村民税 道府県民税	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建て等証券投資信託	市町村民税 道府県民税	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

⑤税控除(控除)居住者特別税額控除					
前年分の所得税に付いて平成27年(令和元年)12月31日までで個人に係る住宅借入金等の特典額の適用を受けた場合、①②③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額)(居住者が平成28年4月1日までの場においては、当該課税所得金額と課税所得の基礎控除額との差引額)を差し引きした額を加算した額)の100分の5に相当する金額を超えれば、当該金額(「97,500円(千円)」)を下欄の割合に乗じた金額として計算し、居住者が平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に、特定取得、特別特定取得(特別取得)がある場合は令和4年度までであって、特定取得、特別特定取得(特別取得)を受ける場合に限り、「100分の7」として、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額					
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増収政策等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を増加する場合)には、当該金額がなかったものとして計算した金額					
②前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(普通所得金の金額)					
市町村民税	3/5	道府県民税	2/5		
⑥税控除(控除)当割額又は株式等譲渡所得控除(控除)					
区 分	市町村民税	道府県民税	2/5		
式 等 譲 渡 所 得 損 益	3/5		2/5		

⑦税控除(控除)寄附金税額控除		
前年中に控除に当たった寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額		
1 都道府県、市町村又は支庁に対する寄附金		
2 日本赤十字社又は日本赤十字社の支団に対する寄附金		
3 国や地方公共団体又は宗教法人等に対する寄附金		
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、住所別の道府県又は市町村の条例で定めるものと、1のうしろ、住所別の道府県又は市町村の条例で定める場合を除く、その他の寄附金は、下表の左欄の枠内に応じて課税対象となる場合		
得た総額の道府県民税は1分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を、その10%に相当する金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、これを20%に相当する金額)		
課税認定寄附金から人的控除調整額を除いた金額		
	割合	
165万円以上330万円以下	84.895%	
330万円超過660万円以下	79.79%	
660万円超過1,000万円以下	69.58%	
900万円超過1,800万円以下	66.517%	
1,800万円超過4,000万円以下	56.307%	
4,000万円超過	49.16%	
10万円未満	44.05%	
⑧市町村別課税所得金額及び課税所得金額を有しない場合		
道府県民税	90%	
地方税法に定める		

(注)市町村別課税所得金額及び課税所得金額を有する場合は、地方税法に定める

納税者本人の所得金額	900万円以下	950万円以下 960万円以下 1,000万円以下	3.3万円	3.3万円	一般	基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円超～450万円以下	4.3万円
配偶者の所得金額	33万円以下	22万円以下	11万円	3.8万円	老人	基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円超～500万円以下	4.3万円
配偶者以外の親族の所得金額	33万円以下	20万円以下	13万円	4.5万円	特定	基礎控除	納税者本人の所得金額	2,450万円超～500万円以下	1.5万円
③税額控除(調整控除)									
納税者本人の合計所得金額が500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額合計控除所得金額3200万円以下の方 その①の②のいずれかの額より10%の(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額	所得金額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
①妻の控除の範囲に拠る控除の適用がある場合においては、 同妻の控除に拠る金額を合算した金額	所得金額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
②合計課税所得金額	所得金額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
③合計課税所得金額が500万円の方 ①の金額から②の控除を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%、(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額 ①妻の控除の範囲に拠る控除の適用がある場合においては、 同妻の控除に拠る金額を合算した金額	所得金額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
④合計課税所得金額から200万円を控除した金額	所得金額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	500万円以下	1,000万円以下	基礎控除	5万円	500万円以下	2.2万円
普通控除	1万円	配偶者	一般	5万円	6万円	普通控除	1.0万円	6万円	3万円
障害者特別同族特別	1.0万円	配偶者	老人	1.0万円	5万円	障害者特別同族特別	1.0万円	5万円	1.0万円
寡婦控除	2.2万円	配偶者	一般	5万円	老人	寡婦控除	2.2万円	5万円	1.0万円
ひとり親控除	1万円	配偶者	特定	1.8万円	同親兄弟等	ひとり親控除	1万円	1.8万円	1.3万円
勤労学生控除	1万円	配偶者	特定	1.8万円	同親兄弟等	勤労学生控除	1万円	1.8万円	1.3万円

社会保険料 控除額	支払金額	控除額
生命保険料	前12,000円以下るとき 12,000円超2,000円以下るとき 22,000円超56,000円以下るとき 56,000円超のとき 15,000円以下るとき 15,000円超6,000円以下るとき 40,000円超6,000円以下るとき 70,000円超のとき	全額 支払金額の1/2+6,000円 支払金額の1/4+14,000円 支払金額 支払金額の1/2+7,500円 支払金額の1/4+17,500円 35,000円
医療保険料	一般生計上の専業主婦、介護従事者、保険料及び個人年金（保険料について、それぞれの上の専業主婦に上り加算した控除額の合計額（限度額8,000円） 一方について控除の適用を受ける場合、前契約とは異なりそれぞれの上の算式により計算した控除額の合計額（限度額8,000円）	全額 支払金額の1/2+7,500円 支払金額の1/4+17,500円 35,000円
地震保険料	保険料 50,000円以下るとき 50,000円超のとき	支払金額の1/2 35,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	旧長期契約5,000円超5,000円以下 のとき 約15,000円超のとき	全額 支払金額の1/2+7,500円 10,000円

③税額の計算方法 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③ 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④ 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥ 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨ 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額 (注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、居住市入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除その他の控除の合算額を記載しています。 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。		④税率 ・均等割 円 ・所得割 (総合課税分) 市町村民税 円 道府県民税 円 市町村民税 % 道府県民税 % ・森林環境税 1,000円	
⑤所得控除 ・基礎控除 医療費控除	(実質負担額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額等のうちいづれか高い)金額 医療費の支払負担額(10万円と総所得金額等の5.0%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	特定地方税法別添第4条の5の規定の適用を選択する場合 ※特定・使用・投資・事業等購入費＝1万円2千円(限度額8万8千円)	

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

- 2 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
- 3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑨を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
- 5 変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
- 6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2.2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「

市町村民税	3/5
-------	-----

道府県民税

2/5

」とあるのは「

市町村民税	4/5
-------	-----

道府県民税

1/5

」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

令和 年度分 市町村民税
道府県民税

給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長 殿	住 所												
	フリガナ												
	氏 名												
	個 人 番 号												
	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所（居所） 又は所在地												
令和 年 月 日 提出	同 上 の 氏 名 又 は 名 称												

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎ 給 与 所 得 の 収 入 金 額

円

◎ 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額

円

雑 損 控 除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が58万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 害 の 原 因	損害を受けた 年 月 日	損害を受けた 資 産 の 種 類	損 害 の 金 額 ①	保険金などで補て んされる金額 ②	差引損失額 ①－②
	年 月 日		円	円	円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
				計	

医 療 費 控 除

あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医 療 を 受 け た 人 の 氏 名	あなたとの 続 柄	支 払 っ た 医 療 費 ③	保険金などで補て んされる金額 ④	差引負担額 ③－④
		円	円	円
				計

第五号の五様式（第二条関係）〔別紙三〕

-----切---取---線-----

令和 年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年度分 市町村民税
道府県民税

給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長 殿	住 所												
	フリガナ												
	氏 名												
	個 人 番 号												
	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所（居所） 又は所在地												
令和 年 月 日 提出	同 上 の 氏 名 又は 名 称												

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎ 給 与 所 得 の 収 入 金 額

円

◎ 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額

円

雑 損 控 除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が62万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 害 の 原 因	損害を受けた 年 月 日	損害を受けた 資 産 の 種 類	損 害 の 金 額 ①	保険金などで補て んされる金額 ②	差引損失額 ①－②
	年 月 日		円	円	円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
				計	

医 療 費 控 除

あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医 療 を 受 け た 人 の 氏 名	あなたとの 続 柄	支 払 っ た 医 療 費 ③	保険金などで補て んされる金額 ④	差引負担額 ③－④
		円	円	円
				計

第五号の五様式（第二条関係）
〔別紙四〕

-----切---取---線-----

令和 年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

所在地

代表者氏名

事業種目

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

法人名

法人区分

イに掲げる法人

資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

事業税

摘要	課税標準	税率	税額
所得金額総額			
年400万円以下の金額	000		00
年400万円を超え年800万円以下の金額	000		00
年800万円を超える金額	000		00
計	000		00
軽減税率不適用法人の金額	000		00
付加価値額総額			
付加価値額	000		00
資本金等の額総額			
資本金等の額	000		00
収入金額総額			
収入金額	000		00
合計事業税額	00		00
事業税の特定寄附金税額控除額			
差引事業税額	00		00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			
所得割	00		00
資本割	00		00
のうちの見込納付額	差引		

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率	税額
所得割に係る特別法人事業税額	00		00
収入割に係る特別法人事業税額	00		00
合計特別法人事業税額			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	00		00
この申告により納付すべき特別法人事業税額	00		00
差引			

所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	64	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	65	
減算	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	66	
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	67	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	68	
	仮計 64+65+66-67-68	69	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	70	
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	71	
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	72	
	還付請求中間納付額	73	
資本金の額(外貨)	資本準備金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額 ⑤又は⑥×100	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	00
算定期間において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割 円×17/12	⑱	00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑱+㉑	㉑	00
㉑のうちの見込納付額	㉒	
差引 ㉑-㉒	㉓	
東場京都の申告計算	特別区分の課税標準額	㉔ 000
	同上に対する税額 ㉔×100	㉕
	市町村分の課税標準額	㉖ 000
	同上に対する税額 ㉖×100	㉗
法人税の期末現在の資本金等の額		
法人税の当期の確定税額		
決算確定の日		
解散の日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		
翌期の中間申告の要否	要・否	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)	
前事業年度の法人区分	イに掲げる法人	

道府県民税

第三条・第五条・第十条の二関係

別紙五

署与税理士名

電話

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

所在地

代表者氏名

事業種目

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

期末現在の資本金の額

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額

期末現在の資本金の額

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額

期末現在の資本金の額

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額

法人区分

イに掲げる法人

資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税の申告書

事業税	摘 要			課 税 標 準			税率 ⁽¹⁰⁰⁾	税 額			(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
	所得金額総額 ⁽²⁸⁾	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千			円	兆	十億	百万	千
所得割	所得金額総額 ⁽²⁸⁾	28															
	年400万円以下の金額	29					000										
	年400万円を超え年800万円以下の金額	30					000										
	年800万円を超える金額	31					000										
	計 29+30+31	32					000										
	軽減税率不適用法人の金額	33					000										
	付加価値額総額	34															
	付 加 価 値 額	35					000										
	資本金等の額総額	36															
	資本金等の額	37					000										
収入割	収入金額総額	38															
	収 入 金 額	39					000										
④の内訳	合計事業税額 ⁽³²⁾⁺⁽³³⁾⁺⁽³⁴⁾⁺⁽³⁵⁾ 又は ⁽³⁶⁾⁺⁽³⁷⁾⁺⁽³⁸⁾	40					00	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	41								
	事業税の特定寄附金税 額 控 除 額	42						仮装経理に基づく事業税額の控除額	43								
	差引事業税額 ⁴⁰⁻⁴¹⁻⁴²⁻⁴³	44					00	既に納付の確定した当期分の事業税額	45								
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	46						この申告により納付すべき事業税額 ⁴⁹⁻⁵⁰⁻⁵¹	47								
	所得割	48					00	付加価値割	49								
	資本割	50					00	収入割	51								
	④のうち見込納付額	52						差 引 ⁴⁷⁻⁵²	53								
	摘 要							税率 ⁽¹⁰⁰⁾									
	所得割に係る特別法人事業税額	54					00										
	収入割に係る特別法人事業税額	55					00										
特別法人事業税	合計特別法人事業税額 (54+55)	56					00										
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	57						差引特別法人事業税額 ⁵⁶⁻⁵⁷	58								
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	59					00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	60								
	この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⁵⁸⁻⁵⁹⁻⁶⁰	61					00	⑥1のうち見込納付額	62								
	差 引 ⁶¹⁻⁶²	63															
	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	64															
	損金の額に算入した所得税額、復興特別所得税額及び防衛特別所得税額	65															
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	66															
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	67															
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	68															
所得金額の計算の内訳	仮計 64+65+66-67-68	69															
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	70															
	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	71															
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	72															
	還 付 請 求																
	中 間 納 付 額	73															
	資本金の額(外貨)							資本剰余金の額(外貨)									
	資本剰余金の額(外貨)							資本剰余金の額(外貨)									
	前事業年度の法人区分							イに掲げる法人									

第六号様式(提出用)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

「別紙六」

道府県民税

署与税理士名

(電話)

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

法人名	法人番号									
	事年	業度	令和	令和	年	年	月	月	日から	日まで

1. 当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連 番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は 出資金の額	資本金の額及び資本 剰余金の額の合算額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円

2. 1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連 番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和 年 月 日 ①	兆 十億 百万 千 円
		令和 年 月 日 ②	
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額	③	
	①+②		
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 第6号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」	④	
	加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	⑤	

3. 認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者	法人名	取得等の日	取得等の日以後 五年を経過する日
一連 番号			
		令和 年 月 日	令和 年 月 日

当該法人との間に完全支配関係を有する特定法人等に関する明細書

法人名	法人番号									
	事年	業度	令和	令和	年	年	月	月	日から	日まで

1. 当該法人の株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する他の法人の明細

一連 番号	法人の名称	所在地	法人番号	資本金の額又は 出資金の額	資本金の額及び資本 剰余金の額の合算額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人	法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	外国通貨により表示した場合の金額	外国通貨により表示した場合の金額
		(外国法人の所在地)		兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円

2. 1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算

一連 番号	法人名	配当等の日	配当等の額
		令和 年 月 日 ①	兆 十億 百万 千 円
		令和 年 月 日 ②	
	法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の加算額 ①+②		③
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 第6号様式の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」		④
	加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額 ③+④		⑤

3. 認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細

認定特別事業再編事業者	法人名	取得等の日	取得等の日以後 五年を経過する日
一連 番号			
		令和 年 月 日	令和 年 月 日

第6号様式別表4の4記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）以外の法人のうち法附則第8条の3の4第1項の規定による読替え前の法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）における金額を記載すること。なお、当該他の法人が外国法人である場合には、「所在地」の欄にその所在地国を併記し、「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄の下欄にそれぞれ資本金の額又は出資金の額並びに資本金の額及び資本剰余金の額の合算額について外国通貨により表示した場合の金額を記載すること。
- 4 「法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度」の欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度（当該最後に終了した当該他の法人の事業年度がない場合には、当該他の法人の設立後最初の事業年度）を記載すること。
- 5 「1のうちいずれかの他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算」の各欄は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に規定する場合において、当該法人が同号ロ(1)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載すること。
- 6 「認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細」の各欄は、当該法人が法附則第8条の3の4第1項の規定により法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の規定を読み替えて適用する場合に記載すること。
- 7 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人にあっては、対象法人又は五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第6条第1項に規定する書類を添付すること。

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和			年 月 日 年 月 日	日から 日まで

所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）
第1号
第3号
第4号

所得金額の計算										非課税所得の区分計算											
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))										①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑥		人	
加	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額									②							期末の総従業者数	③⑦			
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額									③								外国から生ずる事業所得 (15+⑨)×③⑥/③⑦	③⑧		円
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額									④									鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑨	
	損金の額に算入した外国法人税の額									⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額				④⑩	
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額									⑥							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額			④①	
	小計									⑦								鉱物の掘採事業の所得 ③⑨×④①/④⑩		④②	
	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額									⑧											
	減	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額									⑨										
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額									⑩												
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額									⑪												
算		特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額									⑫										
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額									⑬											
	小計									⑭											
	仮計 ①+⑦-⑭									⑮											
外国の事業に帰属する所得										⑯											
再仮計 ⑮-⑯										⑰											
非課税等所得	林業に係る所得									⑱											
	鉱物の掘採事業に係る所得									⑲											
	社会保険等に係る医療の所得									⑳											
	農事組合法人の農業に係る所得									㉑											
小計										㉒											
所得金額差引計 ⑰-㉒										㉓											
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額										㉔											
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額										㉕											
所得金額再差引計 ㉓-㉔-㉕										㉖											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額										㉗											
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額										㉘											
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額										㉙											
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額										㉚											
再投資等準備金積立額の損金算入額										㉛											
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額										㉜											
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額										㉝											
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額										㉞											
合計 ㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛+㉜-㉝-㉞										㉟											

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑥		人
	期末の総従業者数	③⑦		
	外国から生ずる事業所得 (15+⑨)×③⑥/③⑦	③⑧		円
	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑨		
鉱物の掘採事業の所得	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④⑩		
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④①		
	鉱物の掘採事業の所得 ③⑨×④①/④⑩	④②		
備考				

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）〔別紙九〕

法人名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区 分	管 理 番 号	申告区分			
		法人番号								
		事 業 年 度	令和		年		月		日	から
			令和		年		月		日	まで

所得金額に関する計算書

（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

所得金額の計算					非課税所得の区分計算									
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))					①	兆	十億	百万	千	円	外国人の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③6	人
加	損金の額に算入した所得税額、復興特別所得税額及び防衛特別所得税額				②							期 末 の 総 従 業 者 数	③7	
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額				③						外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 (15+⑨)×③6/③7	③8	円	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額				④						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③9		
	損金の額に算入した外国法人税の額				⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	④0		
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額				⑥						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④1		
	小 計				⑦						鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 ③9×④1/④0	④2		
減	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額				⑧						外国の事業に帰属する所得			
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額				⑨									
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額				⑩									
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額				⑪									
算	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額				⑫						備 考			
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額				⑬									
	小 計				⑭									
	仮 計 ①+⑦-⑭				⑮									
外国の事業に帰属する所得					⑯									
再 仮 計 ⑮-⑯					⑰									
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得				⑱						備 考			
	鉱物の掘採事業に係る所得				⑲									
	社会保険等に係る医療の所得				⑳									
	農事組合法人の農業に係る所得				㉑									
	小 計				㉒									
所得金額差引計 ⑰-㉒					㉓									
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額					㉔									
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額					㉕									
所得金額再差引計 ㉓-㉔-㉕					㉖									
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額					㉗									
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額					㉘									
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額					㉙									
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額					㉚									
再投資等準備金積立額の損金算入額					㉛									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額					㉜									
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額					㉝									
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額					㉞									
合計 ㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛+㉜-㉝-㉞					㉟									

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) 「別紙十」

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
法 人 名		法 人 番 号					
		事 業 年 度	令 和		年	月	日 から
			令 和		年	月	日 まで

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

資 本 金 等 の 額 に 関 す る 計 算 書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉓	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③÷④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤ー同表⑩)÷同表⑤	⑬	%
差引 ⑤ー⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩÷同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪÷同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引 ⑦ー⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭÷⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係						
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係						
仮計 ⑬+⑭ー⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑨ー⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗	—				
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘	円				
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙					
⑯と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は (㉖×㉘÷㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第24項又は第26項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉛	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜					
							法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉛ー㉜)又は (㉛ー㉜×1/2)	㉝					

〔別紙十二〕

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉞	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉟	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㉟÷㊱	㉟						期末の総従業員数	㊱	
差引 ㉞ー㉟	㊱						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊱÷㊱	㊱						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㊱	人
控除額計 ㉟+㊱	㊱						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㊱	

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名		法 人 番 号					
		事 業 年 度	令和 令和	年 年	月 月	日 から 日 まで	

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

資 本 金 等 の 額 に 関 す る 計 算 書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓、㉕若しくは㉗	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③÷④	②						期末の総従業員数	④	
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤ー同表⑩) ÷ 同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩ ÷ 同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪ ÷ 同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭÷⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕						
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第3項から第6項まで及び第17項 並びに令和8年改正法附則第6条第2項関係							
仮計 ⑬+⑭－⑮	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑨－⑩)	㉖	兆	十億	百万	千	円	
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗			—			
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘						円
仮計 ⑰+⑱	㉑						総資産価額	㉙						
⑯と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は (㉖×㉘÷㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円	
							法附則第9条第23項又は第25項関係							
							資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉓	㉛	兆	十億	百万	千	円	
							政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜						
							法附則第9条第23項又は第25項に係る額 (㉛－㉜)又は (㉛－㉜×1/2)	㉝						

別紙十二

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉞	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉟	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㉟÷㊱	㉟						期末の総従業員数	㊱	
差引 ㉞－㉟	㊱						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊱÷㊱	㊱						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㊱	人
控除額計 ㉟+㊱	㊱						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㊱	

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)
第2号
第3号
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人 名	
----------	--------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十三]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘 要		金 額
	収 入 金 額 の 総 額		円
		計	①
	控 除 さ れ る 金 額		
		計	②
差 引 計 ①－②		③	
法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)		④	
法 附 則 第 9 条 第 8 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)		⑤	
法 附 則 第 9 条 第 10 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑥	
法 附 則 第 9 条 第 19 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑦	
法 附 則 第 9 条 第 20 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑧	
法 附 則 第 9 条 第 21 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑨	
法 附 則 第 9 条 第 22 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑩	
法 附 則 第 9 条 第 23 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑪	
法 附 則 第 9 条 第 25 項 の 規 定 に よ る 控 除 額		⑫	
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫		⑬	

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)
第2号
第3号
第4号

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十四]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘 要		金 額
	収 入 金 額 の 総 額		円
		計 ①	
	控 除 さ れ る 金 額		
		計 ②	
	差 引 計 ①－②		③
	法附則第9条第7項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。) ④		
	法 附 則 第 9 条 第 7 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。) ⑤		
	法 附 則 第 9 条 第 9 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑥		
	法 附 則 第 9 条 第 18 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑦		
	法 附 則 第 9 条 第 19 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑧		
	法 附 則 第 9 条 第 20 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑨		
	法 附 則 第 9 条 第 21 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑩		
	法 附 則 第 9 条 第 22 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑪		
	法 附 則 第 9 条 第 24 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑫		
	法 附 則 第 9 条 第 26 項 の 規 定 に よ る 控 除 額 ⑬		
	計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫－⑬ ⑭		

収入金額に関する計算書

事業年度

・
・

法人名

課の 税計 標準算	保険の種類	収 入 金 額	率	課 税 標 準	
	個 人 保 険①	円	$\frac{24}{100}$	円	
	貯 蓄 保 険②		$\frac{7}{100}$		
	団 体 保 険③		$\frac{16}{100}$		
	団 体 年 金 保 険④		$\frac{5}{100}$		
合 計 ①+②+③+④ ⑤					
収 入 金 額 に 関 す る 明 細 書					
概 要		収入保険料 ⑥	再保険料又は 控除給付金 ⑦	法附則第9条 第9項の控除 収入保険料 ⑧	差引収入保険料 ⑥-⑦-⑧ ⑨
個 人 保 険		円	円	円	円
	計				
貯 蓄 保 険					
	計				
団 体 保 険					
	計				
団 体 年 金 保 険					
	計				
合 計					

第六号様式別表七 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十五]

収入金額に関する計算書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

課 の 税 計 標 準 算	保険の種類		収 入 金 額		率	課 税 標 準				
	個 人 保 険①				円 24 100	円				
	貯 蓄 保 険②				7 100					
	団 体 保 険③				16 100					
	団 体 年 金 保 険④				5 100					
合 計 ①+②+③+④ ⑤										
収 入 金 額 に 関 す る 明 細 書										
概 要		収入保険料 ⑥		再保険料又は 控除給付金 ⑦		法附則第9条 第8項の控除 収入保険料 ⑧		差引収入保険料 ⑥－⑦－⑧ ⑨		
個 人 保 険			円		円		円		円	
	計									
貯 蓄 保 険										
	計									
団 体 保 険										
	計									
団 体 年 金 保 険										
	計									
合 計										

第六号様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）
〔別紙十六〕

※処理事項

発信年月日
通信日付印
確認

整理番号

事務所
区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

殿

所在地
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

(ふりがな)

(ふりがな)

経理責任者
氏 名

代表者
氏 名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書

※

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表21)の(12))		①	兆	十億	百万	千	円
							000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額		②					000
法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$		③					00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		④					00
この申告により納付すべき法人税割額 ③－④		⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士
署 名

(電話)

第六号の二様式(提出用)

(用紙日本産業規格A4・紫色)

(第三条・第十条の二関係)

[別紙十七]

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

所在地
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期末現在の
資本金等の額

(ふりがな)

代表者氏名

(ふりがな)
経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書

※

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表23)の(12))		①					000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額		②					000
法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$		③					00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		④					00
この申告により納付すべき法人税割額 ③－④		⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士
署 名

(電話)

第六号の二様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・紫色)(第三条・第十条の二関係)[別紙十八]

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）「別紙十九」

知事殿		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称										
令和			年分	中途		月分							
令和			年		月		日提出						
法 人 番 号													
旧 法 人 番 号													
処 理 事 項					口座番号				加入者名				
支 払 金 額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額		0 2											
(延 滞 金)		0 3											
納 入 金 額 合 計		0 4											
課 税 事 務 所										受 付 印			
(取 り ま と め 店)													
(取 り ま と め 局)			(〒)										
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)													

- 備考
- この申告書の記載の要領は、次によること。
- 「令和

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）
「別紙二十」

知事殿		所在地及び名称 (所属) (電話)																			
令和												年分	中途		月分	特別徴収義務者					
令和												年		月							日提出
法人番号																					
旧法人番号																					
処理事項						口座番号				加入者名											
支払金額		0 1			十	億			千	百	十	万		千	百	十	円				
税額		0 2																			
(延滞金)		0 3																			
納入金額合計		0 4																			
課税事務所												受付印									
(取りまとめ店)																					
(取りまとめ局)		(〒)																			
上記のとおり配当割の納入について 申告します。(都道府県保管)																					

- 備考
この申告書の記載の要領は、次によること。
- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
 - 2 「令和 □□ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
 - 3 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - 4 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
 - 5 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 6 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
 - 7 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
 - 8 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
 - 9 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
 - 10 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

第十二号の十四様式
「別紙二十一」

区 分			支 払 金 額										税 額									
56 源泉徴収選択口座内配当等																						
	課 税 (a)	11	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円										
	還 付 税 額 (b)	12																				
	非 課 税 等 (c)	13																				
計 (a) - (b) + (c)		14																				
摘要																						

備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

第十二号の十四様式（附則第十八条関係）
〔別紙二十二〕

区 分			支 払 金 額										税 額									
56 源泉徴収選択口座内配当等																						
	課 税 (a)	11	十 億	千	百	十 万	千	百	十 円	十 億	千	百	十 万	千	百	十 円						
	還 付 税 額 (b)	12																				
	非 課 税 等 (c)	13																				
計 (a) - (b) + (c)		14																				
摘 要																						

備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 4 非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合であってこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「非課税口座分」と記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

公

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）
〔別紙二十三〕

(都道府県名)				特別徴収義務者	所在地及び名称												
令和		年分	中途			月分											
令和		年			月		日提出										
法人番号																	
旧法人番号						(所属) (電話)											
処理事項						口座番号					加入者名						
支払金額				0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納入金額	税	額			0 2												
	延	滞 金			0 3												
	合	計			0 4												
課税事務所									領収日付印								
(取りまとめ店)																	
(取りまとめ局)				(〒)													
上記のとおり通知します。				(都道府県保管)													

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

(第二片)

(都道府県名)				特別徴収義務者	所在地及び名称												
令和		年分	中途			月分											
令和		年			月		日提出										
法人番号																	
旧法人番号						(所属) (電話)											
処理事項						口座番号					加入者名						
支払金額				0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納入金額	税	額			0 2												
	延	滞 金			0 3												
	合	計			0 4												
上記のとおり納入します。				※						領収日付印							
				日計	円												
				※印は郵便局において使用する欄です。													
				(金融機関又は郵便局保管)													

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

(都道府県名)				特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称														
令和		年分	中途			月分	(所属) (電話) 殿												
令和		年			月														日提出
法人番号																			
旧法人番号																			
処理 事項					口座番号				加入者名										
支 払 金 額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円						
納 入 金 額	税	額	0 2																
	延 滞 金	0 3																	
	合 計	0 4																	
上記のとおり領収しました。										領 収 日 付 印	(納入者保管)								

(第三片)

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

公

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）
〔別紙二十四〕

(都道府県名)			特別徴収義務者	所在地及び名称											
令和		年分		中途		月分									
令和		年			月		日提出								
法人番号															
旧法人番号						(所属) (電話)									
処理事項							口座番号				加入者名				
支払金額			0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税	額	0 2												
	延滞金	0 3													
	合計	0 4													
課税事務所										領収日付印					
(取りまとめ店)															
(取りまとめ局)			(〒)												
上記のとおり通知します。			(都道府県保管)												

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

(第二片)

(都道府県名)			特別徴収義務者	所在地及び名称											
令和		年分		中途		月分									
令和		年			月		日提出								
法人番号															
旧法人番号						(所属) (電話)									
処理事項							口座番号				加入者名				
支払金額			0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税	額	0 2												
	延滞金	0 3													
	合計	0 4													
上記のとおり納入します。			※	口							領収日付印				
			日計	円											
			※印は郵便局において使用する欄です。												
			(金融機関又は郵便局保管)												

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

(都道府県名)				特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称												(第三片)			
令和		年分	中途			月分	(所属) (電話) 殿													
令和		年			月														日提出	
法人番号																				
旧法人番号																				
処理事項					口座番号				加入者名											
支払金額				0 1		十	億		千	百	十	万		千	百	十	円			
納入金額	税	額		0 2																
	延滞	金		0 3																
	合	計		0 4																
上記のとおり領収しました。												領収日付印	(納入者保管)							

備考 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。こと。
2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。こと。
3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。こと。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

公

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）

別紙二十五

(都道府県名)

令和 年分 中途 月分

令和 年 月 日提出

法人番号

旧法人番号

特別徴収義務者

所在地及び名称

処理事項

口座番号

加入者名

支払金額

0 1

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納入金額

税 額

0 2

延滞金

0 3

合計

0 4

課税事務所

(取りまとめ店)

(取りまとめ局)

上記のとおり通知します。

領収日付印

(〒)

(都道府県保管)

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

(都道府県名)

令和 年分 中途 月分

令和 年 月 日提出

法人番号

旧法人番号

特別徴収義務者

所在地及び名称

処理事項

口座番号

加入者名

支払金額

0 1

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

納入金額

税 額

0 2

延滞金

0 3

合計

0 4

上記のとおり納入します。

※

口

日計

円

※印は郵便局において使用する欄です。

(金融機関又は郵便局保管)

領収日付印

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書

公

(都道府県名)				特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称												
令和		年分	中途			月分	(所属) (電話) 殿										
令和		年			月												日提出
法人番号																	
旧法人番号																	
処理 事項					口座番号				加入者名								
支 払 金 額				0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
納 入 金 額	税	額		0 2													
	延	滞 金		0 3													
	合	計		0 4													
上記のとおり領収しました。															領 収 日 付 印		
(納入者保管)																	

(第三片)

eL番号:

- 備考
- 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。
 - eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

eL

公

第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）

〔別紙二十六〕

(都道府県名)				特別徴収義務者	所在地及び名称																				
令和		年分			中途		月分		(所属) (電話) eL-QR																
令和		年			月		日提出																		
法人番号																									
旧法人番号																									
旧法人番号																									
処理事項						口座番号				加入者名															
支払金額		0 1				十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
納入金額	税額	0 2																							
	延滞金	0 3																							
	合計	0 4																							
課税事務所								領収日付印																	
(取りまとめ店)																									
(取りまとめ局)				(〒)																					
上記のとおり通知します。				(都道府県保管)																					

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合の非課税口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

(第二片)

(都道府県名)				特別徴収義務者	所在地及び名称																				
令和		年分			中途		月分		(所属) (電話)																
令和		年			月		日提出																		
法人番号																									
旧法人番号																									
旧法人番号																									
処理事項						口座番号				加入者名															
支払金額		0 1				十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
納入金額	税額	0 2																							
	延滞金	0 3																							
	合計	0 4																							
上記のとおり納入します。				※		口		領収日付印																	
				日計		円																			
				※印は郵便局において使用する欄です。																					
				(金融機関又は郵便局保管)																					

eL番号:

公

（第三片）

備考

- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。
- 4 eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日
年 月 日

受付印

殿

所在地
(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)
(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額

(ふりがな)

(ふりがな)

代表者氏名

経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書

※

摘 要		課 税 標 準		法 人 税 割 額			
				税率(100)	税 額		
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表21)の(12))及びその法人税割額	①	十億 百万 千 円	000		十億 百万 千 円	00	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤} \times ⑥)$	②	000	00				
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③					00	
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③	④					00	
全 従 業 者 数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥	人		
⑥ の 内 訳 ⑦	事 務 所 又 は 事 業 所						従業者数
	名 称	所 在 地					
						人	

関与税理士
署 名

(電話)

第二十号の二様式(提出用)

(用紙日本産業規格A4・紫色)

(第十条関係)

〔別紙二十七〕

※処理事項

発信年月日
通信日付印確認

整理番号

事務所区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地

本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記

(電話)

事業種目

(ふりがな)

期末現在の資本金の額又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

法人名

期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額

(ふりがな)

代表者氏名

(ふりがな) 経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書

※

摘 要		課 税 標 準				法 人 税 割 額						
						税率 ₍₁₀₀₎	税 額					
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書) (別表23)の(12) 及びその法人税割額		①	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤}) \times ⑥$		②				000					00	
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額		③										
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③		④										
全 従 業 者 数		⑤	人				当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数				⑥	人
⑥ の 内 訳 ⑦	事 務 所 又 は 事 業 所										従業者数	
	名 称		所 在 地									
											人	

関与税理士
署 名

(電話)

第二十号の二様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係) [別紙二十八]

特定暗号資産の譲渡損失明細書

氏 名 _____

前年分の特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得等の金額が赤字の方であって、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

前年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額	円
-----------------------	---

特定暗号資産の名称	譲 渡 年 月 日	損 失 の 金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

（備考）
「前年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った特定暗号資産に係る譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。

特定暗号資産の譲渡損失の繰越控除明細書

氏 名 _____

____年____年から____年____年までの間に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額で、____年度分以前の市町村民税及び道府県民税の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (c) 円
年			
年			
年			

年 1 月 1 日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町
市 (大字) 丁目 (字) 番地 方
府県 区 村

第五十七号様式（附則第二十条の三関係）
「別紙三十」